

指定障害福祉サービス事業所等
設置法人代表者様

愛媛県保健福祉部
生きがい推進局障がい福祉課長
〔公印省略〕

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出等の適切な実施について

平素から、障がい保健福祉施策の推進に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、人員配置や利用定員の変更など、事業所体制の見直し等により、新たに加算を算定する場合、または、指定基準等において配置が必要とされている従業者が確保できない等により報酬の減算が必要となる場合は、体制届の提出が必要です。

また、前年度の実績等により基本報酬の算定区分や加算等の算定可否に変更が生じる場合についても、体制届の提出が必要となります。

つきましては、令和4年4月から体制等の変更を予定されている事業所等は、各指定権者に対して「介護給付費等（または障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出書」を提出していただくなど、手続きに遺漏のないようお願いいたします。

※松山市指定の事業所等は、松山市の通知に従ってください。

記

1. 届出対象サービス

- (1) 前年度の実績により基本報酬区分が決定されるサービスのうち、下表に記載しているサービスについては、報酬区分の変更がなくても必ず体制届を提出してください。

サービス名	対象事業所	提出書類(※1)
就労移行支援	全事業所	別表1、別添、確認資料
就労継続支援A型		別表2、別添(全体表・実績)、 参考表 兼 前年度工賃実績報告用様式(※3)
就労継続支援B型		別表3、別添(※2)、 参考表 兼 前年度工賃実績報告用様式(※3)
就労定着支援		別表4、別添、確認資料
地域移行支援	サービス費(I)または (II)を算定する事業所	別表5、確認書類

※1 下欄は、体制届出書(様式第5号)、体制等状況一覧表に添付する書類

※2 サービス費(III)または(IV)を算定する場合

※3 体制届に添付する本様式は、「就労継続支援A型(雇用有)の算定除外」及び「就労継続支援B型の算定除外」の対象者がいる場合も必ず記載のうえ提出してください。(別途、通知している「前年度工賃実績報告」として提出する場合は、前述の算定除外対象者の記載は不要です。)

- (2) 令和4年4月より、基本報酬の区分変更又は加算等の異動(加算の新規算定・算定中の加算の区分変更や終了)がある場合は、全サービスが対象です。現在算定している報酬・加算等についても、指定基準等で定める必要人員や加算の算定要件となる人員が配置されているか必ず自己点検を行い、変更がある場合は届出を行ってください。
(参考資料「人員基準の確認について」)

2. 届出提出期限

(1) 算定される単位数が増える(報酬が増額となる)場合

令和4年4月サービス提供分から算定する場合は、**令和4年3月15日(火)【必着】**

※毎月15日以前に届出された場合は翌月から、16日以降に届出された場合は翌々月から算定開始。

(2) 前年度末日までの実績により基本報酬や加算の区分が決まる場合

令和4年4月サービス提供分から算定する場合は、**令和4年4月15日(金)【必着】**

※就労系サービスの基本報酬等、前年度末日までの実績によって報酬区分が決まるものは、令和4年4月15日(金)までに届出された場合は令和4年4月サービス提供分から算定可能。

(3) 加算等が算定されなくなる(報酬が減額となる)場合

速やかに

※届出時期にかかわらず、事実が発生した日から算定不可

3. 届出先(指定権者)

(1) 今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所等

東予地方局地域福祉課 福祉指導グループ

〒793-0042 西条市喜多川796-1 TEL 0897-56-1300 (内線241又は284)

(2) 伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所等

中予地方局地域福祉課 福祉指導グループ

〒790-8502 松山市北持田町132番地 TEL 089-909-8756

(3) 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所等

南予地方局地域福祉課 福祉指導グループ

〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 TEL 0895-22-5211 (内線381又は246)

(4) 松山市所在の事業所等

①指定障害福祉サービス事業所・施設等 } → 松山市 (※松山市の様式で提出)

②指定障害児通所支援事業所

③指定障害児入所施設 → 中予地方局地域福祉課 (上記(2)の届出先)

4. 届出方法

郵送にて提出 (※窓口混雑緩和のため原則郵送にて提出してください)

5. 届出様式

愛媛県庁ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.ehime.jp/sinsei/sosiki/hoken.html#05>

(障がい福祉課)

愛媛県トップページ → 県政情報 → 電子行政サービス → 申請書等電子配布サービス → 組織別一覧 → 保健福祉部 障がい福祉課 → 施設・事業者指定関係 → 加算等に係る届出関係

※ 障害者総合支援法関係と児童福祉法関係で分けて掲載しています。

6. 留意事項

(1) 適正な報酬等の請求について

前年度の実績（平均利用者数、対象利用者の有無・割合等）により報酬算定区分が変わる基本報酬及び加算の一例を、下記に記載しますので特に御確認ください。

《前年度実績等に基づき算定区分が決まる主な報酬・加算》 ※計画（障害児）相談支援は、各市町に提出。

●：区分変更の有無にかかわらず令和4年4月以降の報酬を算定する場合は必ず届出が必要

○：区分等に変更がある場合は届出が必要

サービス 種類 対象 報酬・加算 (一例)	同行 行動 (居宅・ 重度訪問)	訪問系 療養介 護	生活介 護	機能訓 練	生活訓 練 (生活 型除く)	就労移 行	就労 A	就労 B	宿泊型 自立訓 練	G H	施設入 所支援	就労定 着支援	地域移 行支援	計画 (障害児 相談)	児童発 達支援	放課後 等デイ	福祉型 児入所
基本報酬						●	●	●				●	● (※1)		○		
特定事業所加算	○													○			
人員配置体制加算		○	○														
視覚・聴覚言語障害 者支援体制加算			○	○	○	○	○	○	○	○	○						
重度障害者支援加算 (I)(II)			○							○	○						
就労移行支援体制加算			○	○	○		○	○									
移行準備支援体制加算						○											
夜勤職員配置体制加算											○						
賃金向上達成指導員 配置加算							○										
目標工賃達成指導員 配置加算								○									
重度者支援体制加算							○	○									
通勤者生活支援加算									○	○ (※2)							
夜間支援等体制加算									○	○ (※2)							
地域移行支援体制強 化加算									○								
就労定着実績体制加算												○					
常勤看護職員等配置 加算(I)(II)(III)			○														
看護職員加配加算															○ (※3)	○ (※3)	
看護職員配置加算(II)																	○

※1 サービス費（I・II）を算定する場合 ※2 日中サービス支援型を除く ※3 重心の場合

(2) 児童発達支援・放課後等デイサービスに係る自己評価結果等公表の報告について

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいては、自己評価結果等について、年1回以上の公表及び指定権者への報告が必要です。

つきましては、結果等の公表について、以下の期限までに報告をお願いします。

- ・令和2年3月末までに指定を受けた事業所：令和4年2月28日（月）
- ・令和2年4月1日以降に指定を受けた事業所：指定年月日又は前回の自己評価結果等公表の報告日から1年以内

(参考) 愛媛県ホームページ 障害児通所支援に係る指定基準等の見直しについて（自己評価結果公表など）

https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/ji_kizyunminaoshi/ji_zikohyokatou.html

(3) 令和4年4月1日から義務化される取扱いについて

下記の取組みについては、令和4年4月1日から義務化されます。なお、障がい者虐待防止に係る取組みの義務化については、運営規程において、「虐待防止委員会の設置等に関すること」を定めることとされています。そのため、運営規程を変更する場合は、変更届の提出が必要となりますので御注意ください。

各取組みの詳細につきましては、別添「令和3年度集団指導資料（抜粋）」に記載しておりますので、必ず御確認いただき、適切に御対応ください。

○【全サービス】障がい者虐待防止に係る取組みの義務化

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
 - ・従業者への定期的な研修（年1回以上）を実施する。
 - ・虐待防止等のための担当者（※）を配置する。
- ※サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者等、相談系サービスは相談支援専門員が該当。

○【自立生活援助・就労定着支援・相談系サービス以外】身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会として、身体拘束適正化検討委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
- ・指針を整備する。
- ・従業者への定期的な研修（年1回以上）を実施する。

また、身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化に伴い、令和5年度（令和5年4月1日）から、身体拘束廃止未実施減算の適用が開始されます。

<身体拘束廃止未実施減算>

以下の①～④のいずれかに当てはまる場合は減算とする。

※①については、その他サービス（※1）に既に適用されている減算要件。

- ①身体拘束等に係る記録が行われていない場合
- ②身体拘束適正化検討委員会を1年に1回以上開催していない場合
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- ④身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない場合

訪問系サービス：①～④のいずれかに該当する場合、令和5年4月1日から減算適用。

その他サービス：②～④のいずれかに該当する場合、令和5年4月1日から減算適用。

※1：療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
障がい支援係

T E L 089-912-2424 F A X 089-931-8187

※体制届については各地方局地域福祉課へお問合せください。